

議案第58号

読谷村役場の位置を定める条例等の一部を改正する条例

(読谷村役場の位置を定める条例の一部改正)

第1条 読谷村役場の位置を定める条例(昭和47年読谷村条例第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「読谷村字座喜味2901番地」を「読谷村字座喜味2901番地1」に改める。

(読谷村文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 読谷村文化センターの設置及び管理に関する条例(平成11年読谷村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「読谷村字座喜味2901番地」を「読谷村字座喜味2901番地1」に改める。

(読谷村防災行政無線放送施設の設置及び管理条例の一部改正)

第3条 読谷村防災行政無線放送施設の設置及び管理条例(平成12年読谷村条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「読谷村字座喜味2901番地」を「読谷村字座喜味2901番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實